



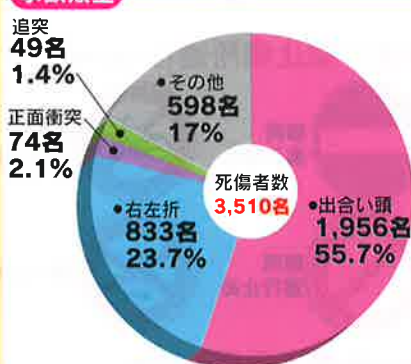
みんなで防ごう 自転車事故

～自転車事故発生状況(H22～H26年)～

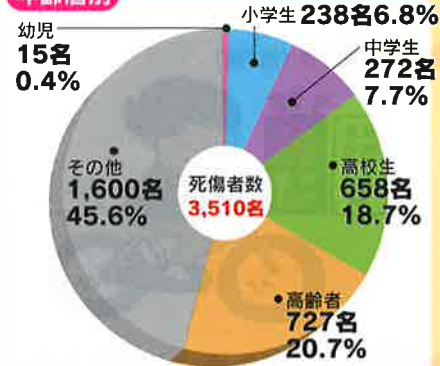
発生件数



事故類型



年齢層別



- ★毎年多くの自転車に関連する交通事故が発生、死亡事故も!
- ★自転車事故の約6割が出合い頭事故
- ★年齢層別では、中・高校生(10歳代)が全体の約3割
- 高齢者も約2割と多い!!

自転車安全利用五則を守りましょう

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る

●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ●夜間はライト点灯 ●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- ⑤子どもはヘルメットを着用

※安全利用のため、自転車利用者はヘルメットを着用してください。



交通安全コンテンツもご利用下さい。～自転車安全利用動画配信中～
<http://www.pref.oita.jp/site/keisatu>

大分県警察 交通安全 検索



QRコード

道路交通法の改正（H27.6.1 施行）により 「自転車運転者講習制度」 が始まります！

悪質な違反を繰り返す危険な運転者に対して
「自転車運転者講習」の受講が義務づけられました！



こんな違反が対象です！

★「法」～道路交通法
(14 項目)

●信号無視（法7条）



●通行禁止場所通行（法8条）



●通行区分違反(右側通行等)（法17条）



●遮断機が下りた踏切への立ち入り（法33条）



●一時停止違反（法43条）



●歩道での歩行者妨害（法63条の4）



●制動装置(ブレーキ)不良自転車の運転（法63条の9）



●酒酔い運転（法65条）



●携帯電話使用時の事故等(安全運転義務違反)（法70条）



★その他にも ★「法」～道路交通法

●歩行者用道路での徐行違反 等（法9条）

●交差点での右折車優先車妨害 等（法37条）

●路側帯通行時の歩行者妨害（法17条の2）

●環状交差点での安全進行義務違反 等（法37条の2）

●交差点での優先道路通行車の妨害 等（法36条）

※上記のイラストは主な違反態様を示しています。

講習制度の流れ

危険行為を反復

3年以内に2回以上、上記違反で
検挙された違反者が対象になり
ます！

受講命令

交通の危険を防止するため、都
道府県公安委員会が自転車運転
者に講習を受けるように命令

講習の受講

受講命令に違反した場合は
5万円以下の罰金が科せら
れます！

大分県警察